

ニセコ町一般廃棄物最終処分場

維持管理計画

ニセコ町

維持管理計画

1) 維持管理概要

● 管理員による主な管理事項

～埋立地～

①ごみの搬入、敷均し、覆土 ②散水 ③構造物の定期点検 ④清掃

～浸出水処理施設～

①搬入管理 ②定期点検（処理性能、機器故障等） ③薬品補充 ④汚泥搬出 ⑤清掃

その他、機器の調整・構造物の補修は委託を行う。

2) 搬入の時間及び方法

本施設へ、広域処理施設「焼却施設（倶知安町）、粗大ごみ処理施設（蘭越町）」で処理された焼却残渣及び破碎不燃物が搬入される。

処理施設から本施設までの運搬所要時間は各30分程度と考えられる。

運搬は、指定車により行い、運搬中の廃棄物の飛散及び保有水の漏洩、悪臭の発散がないよう十分配慮して行う。

○ 搬入から退場まで

① 搬入、計量（ごみ質を確認）

② 埋立地進入（ごみが乾燥している場合は散水を行う）

③ ダンプング

④ 退場（タイヤ等にごみが付着している場合は埋立地内で洗車を行う）

3) 浸出水処理施設処理水質

pH 6.5～8.5 BOD 10mg/ℓ以下

COD 10mg/ℓ以下 SS 10mg/ℓ以下

DXNs 10pg-TEQ/ℓ以下

その他 基準省令の排水基準値以下

※基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

4) 水質測定項目及び頻度

①埋立開始前

埋立地の上下流に設けるモニタリング井より地下水を採取し、下記の検査を行う。

○基準省令の地下水等検査項目

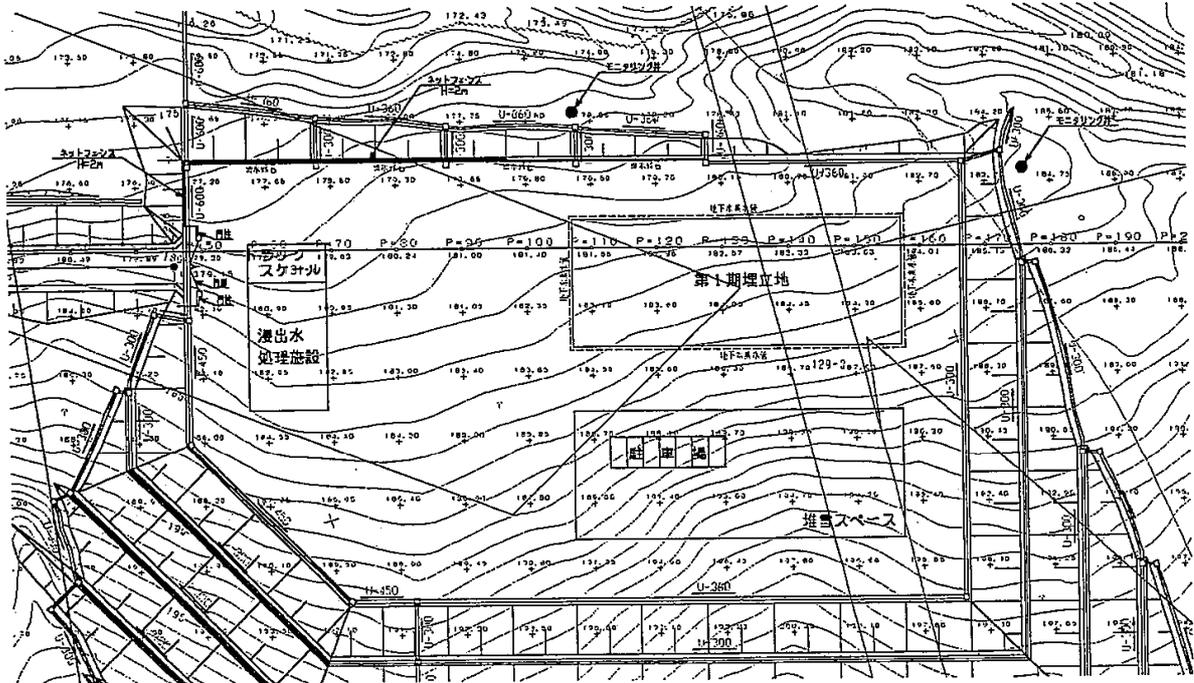
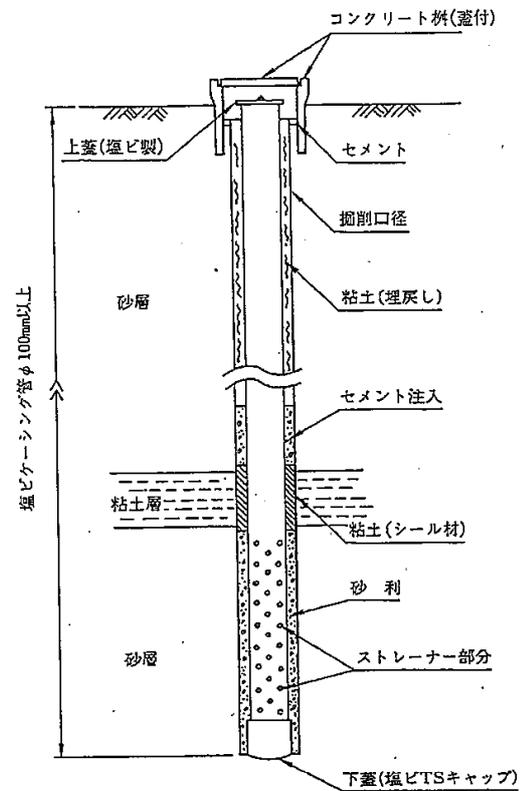
○ダイオキシン類、電気伝導率、塩化物イオン

②埋立中、埋立終了後

区 分	調査カ所	調査頻度	調 査 項 目
浸出水処理施設	浸出水処理施設	毎日	散水量、流入水量、処理水量、 水温、pH等
埋立中 水質項目	浸出水処理施設 (処理水)	1カ月ごと	pH、BOD、COD、SS
		1カ月ごと	基準省令の排水基準等項目 ダイオキシン類
	地下水 (上下流モニタリング 井各1ヶ所)	1カ月ごと	pH、BOD、COD、SS
		1カ月ごと	基準省令の排水基準等項目 ダイオキシン類
埋立終了後 水質項目	浸出水処理施設 (浸出水) 「廃止時期」	3カ月ごと	pH、BOD、COD、SS
		6カ月ごと	基準省令の排水基準等項目 ダイオキシン類
	浸出水処理施設 (浸出水)	1カ月ごと	pH、BOD、COD、SS
		1カ月ごと	基準省令の排水基準等項目 ダイオキシン類
	地下水 (上下流モニタリング 井各1ヶ所)	1カ月ごと	EC 下流モニタリング井は常時監視
		1カ月ごと	基準省令の排水基準等項目 ダイオキシン類

『モニタリング設備』

地下水は、次図のような埋立地の上下流
モニタリング井から採水をしてモニタリン
グを行う。



一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（1 / 3）

維持管理技術基準	管理計画
1 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地に被覆設備を設ける。 粉塵防止のため散水を行う。
2 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	規定物以外の搬入防止、散水。
3 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	散水設備の設置、規定物以外の搬入防止、覆土の励行、消防法に則った消火設備の設置を行う。
4 ねずみが生息し、及び蚊・ハエその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	被覆設備により侵入を防止する。 最終処分場の敷地全体では門囲障設備により進入を防止する。
5 前項第1号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第17号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、同項第1号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	被覆設備により進入を防止する。 最終処分場の敷地全体では門囲障設備により進入を防止する。
6 前項第2号の規定により設けられた立札その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	施設の管理員により管理を行う。
7 前項第4号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し擁壁等が損壊する恐れがあると認められる場合には速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	管理員の点検により補修等の対象が必要と認められた場合は、速やかに対処する。
8 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予測される負荷により、前項第5号イ又はロ（(1)から(3)までを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	法面部に埋立る場合は、事前に鋭利なもの等を含まない土砂で遮水工表面に保護土等を施す。 底面部は工事竣工時に50cmの保護土を施しておく。
9 前項第5号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	管理員による定期的な目視点検及び地下水の水質検査により監視する。
10 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水質の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質	埋立地上下流に設けるモニタリング井で採水し検査する。 検査記録については、埋立地廃止まで保管する。

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（2 / 3）

維持管理技術基準	管理計画
<p>検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前に別表第二の上覧に掲げる項目（以下「地下水等検査項目」という。）、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りではない。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回（イただし書きに規定する最終処分場にあつては、6月に1回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことと明らかな項目については、この限りではない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導度又は塩化物イオンについて1月の1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書きに規定する最終処分場にあつては、この限りではない。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導度又は塩化物イオンの濃度に異常が認められら場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>11 前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>管理員により、早急に検査、報告等を行い、調査委員会などにより対処方法を検討し措置を講ずる。</p>
<p>12 前項第5号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>該当しない。</p>
<p>13 前項第5号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損傷するおそれのあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>コンクリートのひび割れ等を管理員により、定期的に検査する。</p>
<p>14 前項第5号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 方流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 方流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目（(2)に規定する項目を除く。）について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>管理員が設備状況を定期的に確認するとともに、毎月水質検査を行う。また、設備等異常時の通報設備を設ける。</p>

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（3 / 3）

維持管理技術基準	管理計画
<p>(2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物室量及び窒素含有率（別表第一の備考4に規定する場合に限る。）について1月に1回（埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれのないことが明らかな項目については、1年に1回）以上測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>15 前号第6号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>施設の管理員により定期的に点検し、管理を行う。</p>
<p>16 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>ガス抜管を設けてガスを排除する。 換気設備を設ける。</p>
<p>17 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第2項第1号ニにおいて同じ。）は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第5号ニただし書に規定する埋立地については、同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布と同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久性を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	<p>最終覆土として粘性土等により50cm以上の覆土を行う。また、表面に排水勾配を設け浸透を抑制し、埋立地外へ排水する。</p>
<p>18 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するための必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的に点検、補修を行う。</p>
<p>19 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>維持管理日報を作成し、施設内に常備する。</p>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく維持管理の基準

維持管理基準	管理計画
<p>1 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる廃棄物の種類並びに廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の汚染が生ずるおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号。以下「基準命令」という。）第 1 条第 2 項第 10 号ハ（同令第 2 条第 2 項第 3 号において例による場合を含む。）の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>埋立地上下流に設けるモニタリング井で採水し検査する。</p> <p>検査記録については、埋立地廃止まで保管する。</p>
<p>2 前号の規定によるダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>管理員または調査委員会により原因調査、対策をとる。</p>
<p>3 基準命令第 1 条第 1 項第 5 号へ（同令第 2 条第 1 項第 4 号において例による場合を含む。）の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 方流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）別表第 2 の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（廃棄物処理法第 8 条第 2 項第 7 号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画又は同法第 15 条第 2 項第 7 号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては、当該数値）に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を 1 年に 1 回以上行い、かつ、記録すること。</p>	<p>管理員および委託処理により定期的な点検管理をするとともに、定期的な水質検査を行う。</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第3条第3号

施行令（第3条第3号）	本施設の対応
<p>3 イ 埋立処分は、次のように行うこと。 (1) 地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。 (2) 周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の処分の場所であるのとの表示がされている場所で行うこと。</p>	<p>山間地を造成して埋立地を建設する。 被覆設備、門囲障設備、立札、看板等により埋立地を明確にする。</p>
<p>ロ 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>遮水工および浸出水処理施設を設ける。</p>
<p>ハ 埋め立てる一般廃棄物（熱しやく減量15%いかに焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。ただし、埋立地の面積が1万㎡以下または埋立容量が5万㎡以下の埋立処分（以下「小規模埋立処分」という。）を行う場合は、この限りではない。</p>	<p>小規模埋立処分であること、被覆設備を設けたクローズド型処分場であることから、埋立層2mに20cm程度の覆土を行う。</p>
<p>ニ 埋立地には、ねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>	<p>規定物以外の搬入防止、覆土の励行により対処する。</p>
<p>ホ 埋立処分を終了する場合には、ハによるほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。</p>	<p>50cmの最終覆土を施す。</p>
<p>ヘ～チ（略） リ ばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。以下この号において同じ。）若しくは燃え殻またはばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの（以下この号において「ばいじん等」という。）の埋立処分を行う場合には、イからホまでによるほか、次によること。 (1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、梱包する等必要な措置を講ずること。</p>	<p>広域焼却施設（倶知安町）から排出される焼却残渣は、キレート処理を行って本処分場へ搬入される。 運搬中は、飛散しないよう十分な措置を施す。</p>
<p>(2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。</p>	<p>埋立地内において洗車を行ってから退場する。</p>
<p>(3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、および流出しないよう、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。</p>	<p>被覆設備の設置、散水、覆土により対処する。</p>

『立札』

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準第1条第2の規定により本処分場の入口の見やすい場所に下図に示す立札を設置する。

様式第1（第1条関係）

↑ 25 ↓		一 般 廃 棄 物 の 最 終 処 分 場			↑ 100 ↓
↑ 25 ↓	一般廃棄物の種類	焼却残渣・破碎不燃物			
↑ 25 ↓	埋立処分の期間	平成14年12月～平成21年6月			
	管 理 者 名	ニセコ町長	連絡先	ニセコ町役場町民生活課 TEL0136-44-2121	
	← 50 →	← 50 →	← 25 →		← 200 →

備考 寸法の単位は、センチメートルとする。